

鳥取県告示第 904 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷624から635まで、637、638、641から654まで、657から660まで、662から665まで、667から679まで、683、684、711、字大谷口717の1、718、740、字大谷奥746、747、748の1、748の2、749の1、751の1から751の3まで、752、752の1、753、755の1、757、759から764まで、765の1、765の2、766から784まで、786、787、790から796まで、799、811、字安水谷1280の1、1280の2、1281、1282の1、1282の2、字向ヒ平1393、字大谷1395、1396、1398の13から1398の15まで、1399、1400、1401の1、1402の1、1403の1、1404の1、1405、字穴鴨平ラ1406、1407、1409から1413まで、1415から1420まで、1422、1424から1428まで、1430から1435まで、1437、1439から1442まで、1447、1448

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字安水谷1295の1(次の図に示す部分に限る。)、字桂谷1376の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字勝負谷1334の2、1336の2、字仲畑1372の5、1372の59から1372の70まで、字桂谷1376の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)